資料 Ｎｏ.１４	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和６年３月７日【保健福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室】

令和６年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について

１．国におけるワクチン接種方針について

① 特例臨時接種の本年度末での終了

新型コロナウイルス感染症に関して、オミクロン株の重症化率等が低下やＸＢＢ系統の重症化に上昇の兆候はないという疫学的知見や、ワクチンによる重症化予防やウイルスに対する免疫を国民が多く保有しているというワクチン効果等のこれまで得られた知見や抗ウイルス薬が複数利用可能となり、一般流通も行われるなど取り巻く状況においても有利な状況変化が生じている。

⇒ **特例臨時接種の実施要件である「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を本年度末で終了**

② 次年度以降の接種プログラムについて

定期接種	接種の目的等	**重症化予防を目的に、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のＢ類疾病**とし、法に基づく**定期接種として実施**（※令和５年度までは特例臨時接種）
	接種の対象者	**６５歳以上の高齢者と６０～６４歳で重症化リスクの高い者** （インフルエンザワクチンと同様の対象者）
	接種の時期	**年１回**の接種として、時期は**秋冬**に実施
用いるワクチン		流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンの**ウイルス株を毎年選択**
任意接種		新型コロナワクチンは、他のワクチン同様に一般流通を行う見込みで、対象者以外の任意接種も可能（自費接種）

※B 類疾病の定期接種の概要について
【接種の努力義務】なし　【接種勧奨】なし　【実費徴収】可能
【他の B 類疾病の定期接種】インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチン　等

２．市における次年度以降の接種体制について

次年度以降の B 類定期接種分の接種体制については、上記②の接種プログラムのとおりであるが、対象者には一定の自己負担を求めながら、ワクチン接種を進める予定とします。

接種対象者規模	約１１，２００人	・65 歳以上 ・60～64 歳基礎疾患者	
標準的な接種費用 ※現段階での見込み	７，０００円 （税込）	積算内訳	
		ワクチン価格	手技料
		３，２６０円	３，７４０円
自己負担額の設定	今後、一般流通されるワクチン価格と接種費用を、恵庭市医師会との調整を踏まえ決定し、そのうち、自己負担と公費負担の割合について他のＢ類疾病の定期接種を参考としながら、自己負担額を設定していく。		

３．特例臨時接種終了に伴う市のワクチン接種体制について

令和６年３月末の新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の終了に伴い、市において実施してきたこれまでの接種体制を順次整理を行うこととし、必要な情報を広報えにわ等で周知

予約システムの運用	令和６年３月２８日（木）　１７：００　運用終了
コールセンターの運用	令和６年３月２９日（金）　１７：００　運用終了
接種証明の運用	国で運営している接種証明アプリや接種証明書のコンビニ交付については、令和６年３月末で新規発行停止